

## 愛西市審議会等の会議公開に関する要綱

平成20年6月26日

告示第68号

改正 平成24年3月30日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(審議会等の定義)

第2条 この告示において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関
- (2) 市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として、市長その他の執行機関が、要綱等により設ける会議。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 関係者間の連絡調整の場となっている会合
  - イ 専ら施設の運営状況について意見等を求める会合
  - ウ 専ら市民が主体となって運営する会合で、事務局のみが本市に置かれているもの

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該審議会等の法令若しくは条例の規定により、又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。
  - (2) 愛西市情報公開条例(平成17年愛西市条例第8号。以下「条例」という。)第5条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
  - (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条第1項に定める基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

- 2 審議会等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- 3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等の所管課長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限る。)
- (7) 傍聴人の定員(会議を公開とする場合に限る。)
- (8) 傍聴手続(会議を公開とする場合に限る。)
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他必要な事項

2 前項の公表は、当該審議会等を所管する課等において閲覧に供し、更に市ホームページ等に掲載する方法により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員及び、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(会議の秩序維持)

第8条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 審議会等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会等の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 審議会等の長は、傍聴人が前条各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料(条例第5条各号に規定する情報が記録されているものを除く。)を会場に備え、傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第11条 審議会等の長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを当該審議会等の所管課に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、条例第5条各号に規定する非公

開情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録又はその概要を公開するように努めるものとする。

3 会議録又はその概要は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

- (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 出席者
  - (5) 議題
  - (6) 公開・非公開の別
  - (7) 非公開の理由
  - (8) 傍聴人の数
  - (9) 会議資料
  - (10) 審議経過
  - (11) その他必要な事項
- (運用状況の報告及び公表)

第12条 当該審議会等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政経営推進室長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政経営推進室長は、毎年1回審議会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示の適用は、各審議会等において、この告示に基づく手続の確認が取れた時からとする。

附 則(平成24年3月30日告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。